

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和三年八月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年八月二十七日

埼玉県東松山県土整備事務所長 多 田 邦 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 飯能寄居線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
<p>番一地从先まで</p>	<p>比企郡ときがわ町大字瀬戸元下字西ノ窪三四七番一地从先から同郡同町大字瀬戸元下字榎ノ下三九七</p>	<p>区間</p>
<p>一一・四〇〇～一四・一五</p>	<p>一一・〇四〇～一三・九八</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
	<p>二四三・二八</p>	<p>延長 (メートル)</p>
	<p>歩道整備事業による</p>	<p>備考</p>